

## 自動車運転代行に関する届出添付書類等

### 自動車運転代行に関する届出添付書類

「安全運転管理者に関する届出書」「副安全運転管理者に関する届出書」、「運転記録証明書」の提出は不要です。

#### 1 法人・個人共通

- (1) 認定申請書
- (2) 申請手数料 (12,000円の収入証紙)

#### 2 個人事業者が認定申請する場合

- (1) 住民票の写し(本籍地の記載あるもの)
- (2) 診断書
- (3) 誓約書
- (4) 損害賠償措置が適切であることを証明する書類  
(受託保険の証書のコピー等)
- (5) 安全運転管理者、副安全運転管理者選任関係の書類
  - ア 住民票の写し又は個人番号カードの提示
  - イ 運転管理経歴証明書(安管は管理経歴2年以上を記載した書面。副安管は1年)

【関係書類のダウンロード】  
関係書類は栃木県警察ホームページからダウンロードするか、又は各警察署交通課までお問い合わせください。

#### 【注意】

- ※ 安全運転管理者に関する資料は認定申請書に添付してください。
- ※ 認定後に変更がある場合は変更届出書に添付してください。
- ※ 認定申請者と安全運転管理者が同じ場合、上記1で住民票を提出するので安全運転管理者等選任に係る住民票の写しは不要です。
- ※ 認定申請者と安全運転管理者が別の場合、住民票の写しに本籍地の記載は不要です。

#### 3 法人事業者が認定申請する場合

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款又はこれに代わる書類
- (3) 役員名簿(役員の役職・氏名・住所が記載されている書類)
- (4) 役員全員の住民票の写し(本籍地の記載あるもの)
- (5) 役員全員の診断書
- (6) 役員全員の誓約書
- (7) 損害賠償措置が適切であることを証明する書類
- (8) 安全運転管理者等選任関係の書類
  - ア 住民票の写し又は個人番号カードの提示(本籍地の記載不要)
  - イ 運転管理経歴証明書(管理経歴2年以上を記載した書面。副安管は1年)

#### 【注意】診断書・誓約書について

法人・個人とも、「診断書」「誓約書」については、『精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う者に該当しないことが明らかである旨の内容のもの』になります。

記載例は警察署で受け取るか、栃木県警察ホームページからダウンロードしてください。

**【自動車運転代行業の要件】（要約）**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「運転代行業法」という。）

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑（執行猶予を含む）に処せられ、又は運転代行業法の規定により、若しくは道路運送法等に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ 最近2年間に運転代行業法23条（営業の停止）等の規定による命令に違反する行為をした者
- ④ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則（暴力行為等処罰に関する法律に規定する罪等）で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ⑤ 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの。（医師の診断書で確認）
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年
- ⑦ 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が運転代行業法12条（損害賠償措置を講ずべき義務）の国土交通省令に定める基準に適合すると認められないことについて相当な理由がある者
- ⑧ 安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- ⑨ 法人でその役員のうち、①から⑤までに該当する者があるもの

**安全運転管理者等の選任基準等（自動車運転代行業）**

自動車運転代行業者は営業所ごとに安全運転管理者を選任しなければなりません。

※ 営業所ごとに車両台数1台以上で選任

**副安全運転管理者は、自動車の台数に応じて選任**

10台以上20台未満	1人	10台を超えるごとに1人选任
20台以上30台未満	2人	
30台以上	3人	

**安全運転管理者の資格要件等**

**【安全運転管理者】**

- ① 20歳以上の者  
（20台以上の自動車を使用している事業所では、30歳以上の者）
- ② 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有する者

**【副安全運転管理者】**

- ① 20歳以上の者
- ① 自動車の運転管理に関し、1年以上の実務経験を有する者、または、運転経験の期間が3年以上の者

- ・ 事務所の中で指導能力を有する者
- ・ 次の違反行為をした日から2年を経過していること  
ひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転等
- ・ 次の違反行為の下命・容認行為から2年を経過していること  
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転等

### 【おしらせ】

栃木県警察ホームページから関係書類がダウンロードできます。また、下記URLから警察行政手続サイトにアクセスし、メールアドレスを入力していただくと、ワンタイムURLが交付されます。

交付されたワンタイムURLから入力画面に移行して必要事項を入力し、データ化した関係書類を添付する等し、変更届書を提出できます。

### アクセス方法

栃木県警察⇒メニュー⇒申請・手続き⇒各種申請等ダウンロード⇒自動車運転代行業に関する届出等⇒次の項目

- 自動車運転代行業の認定申請（法人）
- 自動車運転代行業の認定申請（個人）
- 認定証の再交付申請
- 認定申請書記載事項の変更の届出
- 認定証の返納
- 警察行政サイトからの申請（自動車運転代行業、変更届）
- 警察行政手続きサイト <http://proc.npa.go.jp>（外部サイトへリンク）

### 【注意】

- ・ 添付書類に不足、訂正等があった場合ご連絡します。警察署担当者の指示に従ってください。

### 自動車運転代行業に関する変更の届出

自動車運転代行業者は、認定申請書に記載した次に掲げる事項に変更があったときは、10日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日）以内に警察署に変更届出書を提出しなければなりません。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 3 第12条に規定する措置（損害賠償措置に関するもの）
- 4 安全運転管理者等の氏名及び住所
- 5 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 6 随伴用自動車に関する事項であって政令で定めるもの（ナンバー等）

【罰則】未届、届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

- ・・・20万円以下の罰金

**※不明な点は、各警察署交通課にお問合せください。**